

地単公費マスタメンテナンスのための Webフォーム導入に向けたご案内

令和7年2月25日

公益社団法人 国民健康保険中央会

本資料によるご案内の要点

本資料により自治体にご案内する内容のポイントは以下の通りです。

詳細については、各資料をご参照いただき、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

本資料の目的

- 国から各自治体をお願いしている地単公費マスタの更新の方法が【国保中央会へのメール連絡】から【Webフォームにおける編集】へと変更になることに伴い、必要な情報を周知するものです

本資料のポイント

- 令和7年4月1日より、地単公費マスタの更新を行っていただくためのWebフォームの運用を開始する予定です（資料2.1、2.2）
- 各自治体においては、3月中旬に別途ご案内する内容に沿って、4月25日までに、アカウントの発行、Webフォームへのログイン、現行のマスタ（Excelファイル）からWebフォームへ移行した仮登録情報の編集・登録確定の作業をお願いします。（資料2.3、4.1、4.2）**★すべての自治体においてご対応いただく必要があります**
- 制度変更等に伴う現行のマスタ（Excelファイル）の修正（自治体から国保中央会へのメール連絡）については、Webフォームへのデータ移行の関係上、3/14（金）受付完了分までの対応となります（資料3、4.1、4.2）

本資料に関するお問い合わせ先

公益社団法人 国民健康保険中央会 地単公費マスタ担当
メールアドレス：chitan_support@kokuho.or.jp

目次

1. 地単公費マスタについて

2.1. 地単公費マスタメンテナンスにかかる変更点

2.2. 地単公費マスタメンテナンスについて（Webフォーム概要）

2.3. Webフォームにおけるアカウント登録～データ確定までの流れ

3.1. Webフォームへのマスタデータ移行にかかる対応について

3.2. 地単公費マスタ項目の見直しについて（お知らせ）

3.3. 地単公費の共通算定モジュールによる計算対象について

4.1 Webフォームにかかる今後のスケジュール

4.2 Webフォームにかかる今後のスケジュール（まとめ）

1. 地単公費マスタについて

国において、患者負担金計算を行うシステムの全国共通化（共通算定モジュールの開発）を進めております。患者負担金の計算においては、各自治体により異なる地単公費の助成内容を考慮する必要があるため、計算に必要な情報をとりまとめた「地単公費マスタ」を整備し、共通算定モジュールにおいて計算の根拠データとして参照する予定です。

地単公費マスタとは

自治体が独自に設けた医療費等の助成制度（以下「地単公費」という。）の患者負担金計算に必要な情報を取りまとめたマスタ

地単公費マスタ整備の目的

医療機関における患者負担金計算（共通算定モジュール）の根拠データとして活用

地単公費マスタ整備の経緯

- ・ 国の事務連絡（次頁参照）に基づき、国保中央会において、国民健康保険団体連合会を通じて各地方公共団体よりデータを収集。＊最新のマスタはこちら→国保中央会HP(国保・後期高齢者医療関係者の皆様へ)：
<https://www.kokuho.or.jp/senior/>
- ・ R6年度より、国保中央会にて、入力データの修正に係る自治体とのやりとり、マスタ項目の見直しに向けた分析及び新たな地単事業が開始される場合や既存の地単事業の変更に伴うマスタデータの修正（以下「マスタメンテナンス」という）に用いるWebフォームの検討を行ってきた。

今後のスケジュール

- ・ 各自治体において、見直し後のマスタ項目に基づくマスタメンテナンスに対応いただくため、R7年4月1日よりWebフォームの運用を開始（利用手続きの詳細は3月中にご案内予定）
- ・ 各自治体においてWebフォームから入力いただいた地単公費マスタのデータは、R8年度の共通算定モジュールの本格稼働に合わせて、医療機関（医科・DPC対象）における患者負担金計算に使用される予定。

（参考）地単公費マスタに関する国の事務連絡

国から各自治体向けに発出されている事務連絡において、地単公費マスタの整備及びメンテナンスに関して、各自治体への依頼事項等につき記載されておりますので、併せてご確認ください。

公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る資格確認のオンライン化、現物給付化に係る実態調査及びマスタ整備について（依頼）（令和 5 年 12 月 5 日厚生労働省保険局ほか事務連絡）（抄）

（本事務連絡の要旨）

・原則として、各自治体が行う全ての地単事業を対象に、制度情報を集約するマスタ（以下「地単公費マスタ」という。）の整備にご協力をお願いいたします。

公費負担医療及び地方公共団体の医療費等助成事業に係る制度マスタの公表について（令和 6 年 3 月 29 日厚生労働省保険局ほか事務連絡）（抄）

2 地単公費マスタの変更等の手続きについて

制度マスタのうち地単公費マスタについては、令和 5 年度においては、各自治体・各医療機関等間の情報共有に係る間接コストの軽減を図ることを目的として、現時点における各自治体の事業情報と令和 6 年度の変更予定情報をまとめたものです。

令和 6 年度から継続的にその実態を踏まえ年々アップグレードを図ることとしておりますので、各都道府県及び各市町村におかれましては、マスタ項目追加等のアップグレードにご協力いただくとともに、マスタメンテナンスが必要となる新たな地単事業が開始される場合や既存の地単事業の対象範囲、助成方法、助成内容等が変更される場合には、（１）のとおり、原則として変更前 6 ヶ月の月末までにご連絡くださいますようお願いいたします。

（１） 変更等に関する連絡方法

①連絡方法：電子メール（WEBフォーム完成後は、フォーム上で対応予定）

②連絡先：国民健康保険中央会 地単公費マスタ担当 chitan_support@kokuho.or.jp

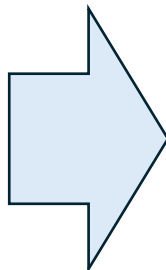
③連絡期日：変更前 6 か月の月末まで。例えば、4 月 1 日から変更される場合、前年 9 月末日までにご連絡ください。期日に間に合わない場合や緊急に修正等が必要な場合には、わかり次第速やかにご連絡ください。

2.1. 地単公費マスタメンテナンスにかかる変更点

自治体における新しい地単制度の登録や既存の地単制度の変更・廃止等に伴う地単公費マスタデータの修正及び問い合わせについて、現行はメールでの対応となっておりますが、4月1日（火）以降は地単公費マスタWebフォーム上で行っていただくこととなります。

現行

- **マスタデータの修正（※）**
 - 自治体において修正いただいたマスタファイル（Excelファイル）を添付し、国保中央会地単公費マスタ担当（chitan_support@kokuho.or.jp）にメールにて連絡
- **自治体からの問い合わせ**
 - 国保中央会地単公費マスタ担当（同上）にメールにて問合せ
 - 国保中央会からの回答についても、メールにて行う



Webフォーム運用開始後（4/1(火)～）

- **マスタデータの修正**
 - 自治体においてWebフォーム上でデータの修正及び確定・登録まで行っていく
- **自治体からの問い合わせ**
 - Webフォーム内の問い合わせフォームより問合せ
 - 国保中央会からの回答についても、Webフォーム上で確認いただく

※ Webフォームへのデータ移行を行うため、メールによる現行のマスタデータ（Excelファイル）の修正依頼は、3/14(金)受付分までの対応とさせていただきます（詳細は9ページ参照）

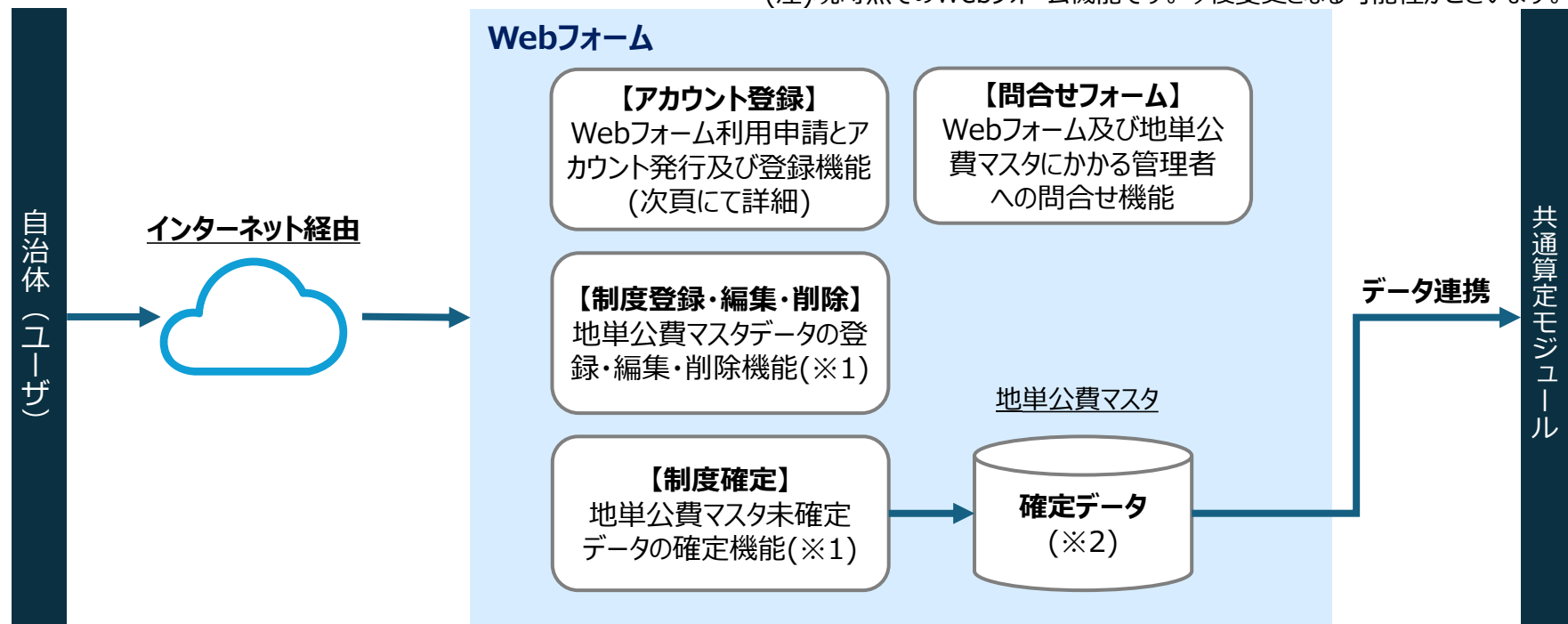
2.2. 地単公費マスタメンテナンスについて（Webフォーム概要）

Webフォームのシステム利用に際して、各自治体から利用申請を行っていただき、アカウント登録をしていただくことで利用可能となります。また、登録したアカウントを用いてWebフォームにログインしていただき、制度登録や編集等を行っていただきます。

その他、Webフォームにおけるマスタデータ入力に際しての問合せフォームの機能実装も予定しており、マスタデータの登録・編集からWebフォーム管理者への問い合わせまで、全てWebフォーム上で完結可能となっています。

■ Webフォームの機能と業務

(注)現時点でのWebフォーム機能です。今後変更となる可能性があります。



※1 Excelファイルにてご提出いただいている現行の地単公費マスタデータは**Webフォーム稼働に向けての暫定措置として未確定データとしてあらかじめWebフォームに移行します**。自治体において、Webフォームに移行したマスタデータについて、誤りや不足がないかを確認し、必要に応じて**未確定データを編集の上、確定作業を行っていただきます**。（Webフォーム運用開始後のマスタの修正は、Webフォーム上で直接入力していただきますので、Excelファイルの作成及びメール送付は不要です）

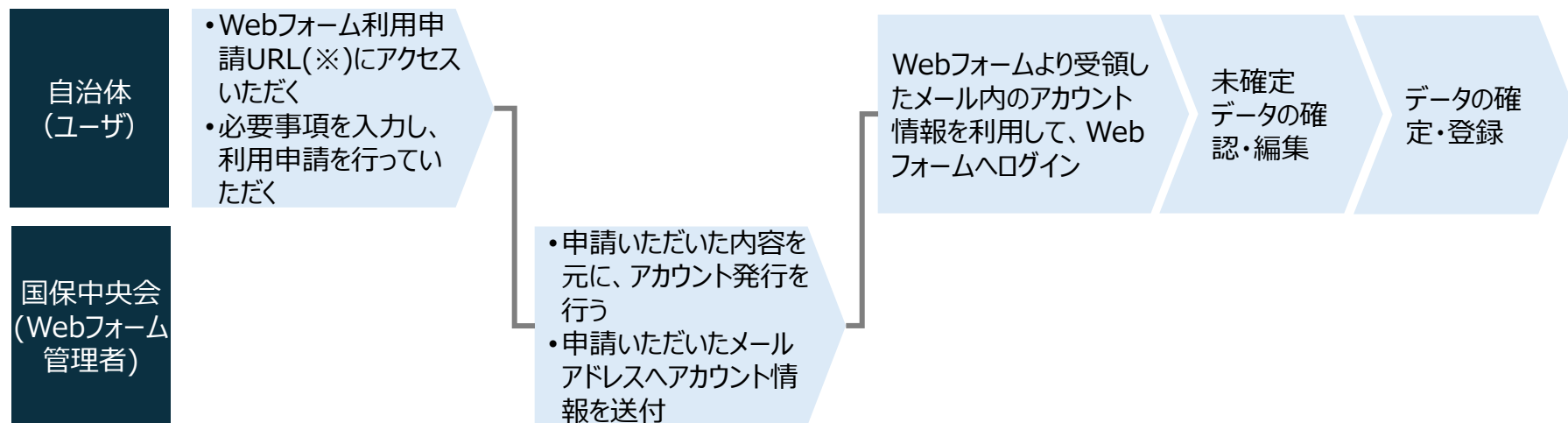
※2 各自治体においてWebフォーム上で確定作業をしていただいた確定データについては、共通算定モジュールへデータ連携を行います。確定されたマスタデータをもとに、共通算定モジュールにて患者負担金の計算が行われる予定です。このため、この確定データに誤りがあった場合には、共通算定モジュールにて正しい患者負担金の計算が行われない点に十分ご留意いただき、確定作業に当たっては、ダブルチェックを行うなど、確実に正しい情報になるよう、作業を行っていただく必要があります。

2.3. Webフォームにおけるアカウント登録～データ確定までの流れ

各自治体においてWebフォームの利用申請を行っていただき、申請内容を元にWebフォームのアカウント発行を行います。新たに発行されたアカウント情報を各自治体の担当者メールアドレスへ送付し、各自治体にて受領したアカウント情報を用いてWebフォームへログインいただく流れを想定しています。

Webフォームログイン後は、制度登録・編集画面より、各自治体の地単公費制度の未確定データ登録内容をご確認いただき、制度確定を行っていただきます。また、Webフォーム利用に際しての利用申請方法の詳細については、3月中旬頃を目途にアナウンス予定のため、改めてご確認ください。

Webフォームにおけるアカウント登録の主な流れ



※ 利用申請のためにアクセスいただくURL及びWebフォームにおける作業の手順については、3月中旬頃にアナウンス予定となっております。

アカウント登録にかかる留意事項

- 発行可能なアカウント数は、各自治体最大3アカウントとなっています。
- 利用申請時に登録されたメールアドレスにアカウント情報を送付いたします。Webフォームに登録いただくメールアドレスについては、**Webフォームからメール配信する際のメールアドレス(調整中のため、追ってお知らせ)のメール受信が可能で、外部のインターネットへのアクセスが許可されている環境のメールアドレス**をご準備頂きますようお願いいたします。また、発行されたアカウントについては、有効期間が設定されており、有効期間が過ぎると、アカウントは無効となります。有効期間経過後にWebフォームを利用したい場合には、再度、システム利用申請を行い、アカウント登録を行ってください。(※有効期間については別途、アナウンス予定)

(参考 1) Webフォーム利用申請画面イメージ

地単公費マスタ事業情報登録システム

※ 前画面へ戻る際は、ブラウザバック機能は使用せずにページ最下の「キャンセル」ボタンを押してください。

システム新規利用申請

申請者メールアドレス *

例： user@sample.com

申請者メールアドレス（再入力確認） *

例： user@sample.com

都道府県 *

選択してください

市区町村

選択してください

申請者部署名 *

例： 子ども未来部 家庭支援課

申請者姓 *

例： 地単

申請者名 *

例： 太郎

申請者電話番号（固定） *

例： 0312345678

2w5SDSk

新しいイメージの生成
オーディオコードの再生

イメージのコードを入力してください

キャンセル

申請

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

※ 暫定版の画面イメージとなっております。今後、変更となる可能性があります。

(参考2) Webフォームログイン時の画面イメージ

北海道 札幌市 ○○○部 ○○ 太郎

未確定事業一覧

新規事業作成

事業名	分類番号	公費負担者番号	部署名	入力者氏名	最終編集日時
乳幼児・子ども医療費助成事業	001：こども	45671234	○○○	○○ 一郎	2024/10/22 11:20
新大気汚染医療費助成事業	005：特定疾患	45574584	○○○	○○ 一郎	2024/10/19 09:30
ひとり親家庭医療費助成事業	002：ひとり親	45671230	○○○	○○ 一郎	2021/03/13 22:40

確定事業一覧

事業名	分類番号	公費負担者番号	部署名	入力者氏名	最終更新日時
小児慢性特定疾病医療費助成事業	001：こども	45264806	○○○	×× 太郎	2021/03/13 08:15
未熟児の養育医療助成事業	001：こども	45689054	○○○	×× 太郎	2021/03/13 08:15
大気汚染医療費助成事業	005：特定疾患	45574584	○○○	×× 太郎	2019/02/14 18:00
重度心身障害者医療費助成事業	009：障害者	45673436	○○○	×× 太郎	2022/10/04 14:05

※各自治体においてWebフォーム上で確定作業をしていただいた確定データについては、共通算定モジュールへデータ連携を行います。確定されたマスタデータをもとに、共通算定モジュールにて患者負担金の計算が行われる予定です。このため、この確定データに誤りがあった場合には、共通算定モジュールにて正しい患者負担金の計算が行われない点に十分ご留意いただき、確定作業に当たっては、ダブルチェックを行うなど、確実に正しい情報になるよう、作業を行っていただく必要があります。

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

(参考3) 制度登録・編集画面イメージ

地単公費マスタ事業情報登録システム

ホーム | 入力ヘルプ | 問合せ | サインアウト

北海道 札幌市 ○○○部 ○○ 太郎

未確定事業：重度心身障害者医療費助成事業 分類番号：009:障害者 公費負担者番号：40013045

- ※ 前画面へ戻る際は、ブラウザバック機能は使用せずにページ最下の「戻る」ボタンを押してください。
- ※ 最後のページの保存ボタンを押すまで入力内容は保存されませんのでご注意ください。

助成対象の入力フォーム

助成内容有効期間

助成内容有効開始年月日 *

例：2025/04/01



助成内容有効終了年月日 *

例：9999/12/31



- ※ 助成開始・適用開始また助成終了・適用終了となる年月日をスラッシュ「/」区切りの「YYYY/MM/DD」フォーマットで入力または選択してください。
例えば、令和9年4月1日に当該地単公費の制度改正を行う場合、有効開始年月日に「2027/04/01」を入力または選択します。
- ※ 助成内容有効開始年月日について、令和3年度以降に適用開始したものは該当の年月日を入力または選択し、それ以前のものまたは不明のものは「1900/01/01」を入力または選択してください。
- ※ 助成内容有効終了年月日について、未定の場合は「9999/12/31」を入力または選択してください。

※ 暫定版の画面イメージとなっております。今後、変更となる可能性があります。

3.1. Webフォームへのマスタデータ移行にかかる対応について

3月14日（金）までにメールで受け付けた新規制度の登録や既存制度の変更・廃止等により修正されたマスタデータについては、Webフォームに移行します。期限までにメールによる修正登録の対応が完了していないものについては、4月1日（火）以降、Webフォーム上で自治体自ら修正を行っていただく必要があります。また、現行ExcelファイルからWebフォームへ移行できなかったエラーデータの修正については、以下に沿って対応をお願いします。

■ 制度変更等に伴う現行マスタの修正依頼について

- 新規制度の登録、既存制度の変更や廃止等により自治体にて修正した現行の地単公費マスタデータ（Excelファイル）については、**3月14日（金）**までに国保中央会にてメールで受領したものをWebフォームへデータ移行する予定です。それ以降に受領したデータについては、Webフォームにデータ移行されないため、4月1日以降に、**Webフォーム上で地単公費マスタデータの修正及び確定・登録までを行っていただくようお願いします。**

■ Webフォームへ移行できなかったエラーデータへの対応について

- 現行マスタからWebフォームへ移行できなかったエラーデータについては、以下の区分に沿って対応をお願いいたします。

対応区分	対応方針
①自治体における 移行前の修正対応が 必要	国保中央会より該当自治体へメールにて個別に連絡。 自治体にて、メールの内容に沿ってデータ修正の対応をいただく。 エラーデータ例) - 単一の値しか入力できない項目に、複数の値を入力している - 入力されている値が、項目定義上の上限桁数を超過している
②自治体における 移行前の修正対応が 不要	国保中央会側で修正。修正内容について、国保中央会HP(国保・後期高齢者医療関係者の皆様へ)： https://www.kokuho.or.jp/senior/ より内容を確認の上、間違いがなければ、Webフォーム上で確定・登録いただく。 エラーデータ例) - 異なる市区町村コードが入力されている - 数字型の項目に全角数字が入力されている

※自治体におけるメールによる修正登録の対応が完了していない等の理由により、Webフォーム運用開始時点においてもエラーとなるデータについては、空欄で移行します。エラーデータについては、国保中央会HP(国保・後期高齢者医療関係者の皆様へ)：<https://www.kokuho.or.jp/senior/>にて一覧化しますので、各自治体にて、HPを確認の上、**Webフォーム上で地単公費マスタデータの修正及び確定・登録までを行っていただくようお願いします。**

3.2. 地単公費マスタ項目の見直しについて（お知らせ）

地単公費マスタについては、令和5年度に、制度情報の収集を目的として、98項目(文字情報は除く)のマスタ入力にご協力いただきました。令和6年度は、マスタの精査を行うとともに、共通算定モジュールで利用する項目に絞る形で、項目の見直し(98項目→85項目)を行いました。令和7年4月1日以降のWebフォームを用いた入力では、見直し後のマスタ項目に入力いただきます。

■ マスタ項目の見直しについて

- 共通算定モジュールでは、以下の情報は、計算の対応をしない、または、計算時に必要としない情報になるため、マスタ項目から削除することとしています。見直し後のマスタ項目は、3月中旬までにご案内します。

(地単公費マスタから削除する項目)

- 受給者証の確認に関する情報：レセコンから共通算定モジュールへの計算要求に不要な情報であるため
- 償還払いとなる条件の情報：共通算定モジュールは、現物給付の際の計算に用いることが前提であるため
- 医科・DPC以外の制度（歯科・調剤・訪問看護・柔整・あはき等）への適用可否の情報：共通算定モジュールは医科・DPCのみに利用するため
- 同一医療機関かどうかの要件、医療機関またぎの上限管理、年間での上限管理に関する項目：地単公費の現物給付のうち、共通算定モジュールで上限管理の計算の対象となるのは、同一月の同一医療機関のみとしているため
- 8桁以外の公費負担者番号：公費負担者番号は8桁のみ計算対象とするため

【参考】地単公費マスターの項目の構成

《令和6年3月時点》

事業名、都道府県コード、市区町村コード、公費負担者番号、分類番号、事業内区分コード	10
事業内区分コードを付す際に必要な情報（有効期間、年齢、入院・外来別、経済状況、就学状況、世帯の子ども数等）	7
計算に用いる情報（入院・外来の区分、自己負担額の割合・金額の区分等）	61
計算に用いない情報（年間上限額、高額療養費との上限管理、レセプト用の項目等）	20

78
→ 削除

合計項目数 98

※文字情報を項番99に記載

《令和7年2月3日時点：見直し後》 ※精査中

事業名、都道府県コード、市区町村コード、公費負担者番号、分類番号、事業内区分コード、有効期間	12
事業内区分コードを付す際に必要な情報（年齢、入院・外来別、保険種別、経済状況、患者の状態、就学状況、世帯の子ども数）	23
計算に用いる情報（入院・外来の区分、自己負担額の割合・金額の区分等）	50

85

- 計算に用いない情報の項目追加はやめる（マスターに入れない）。
- 歯科・調剤の負担金計算はしないので、医科・DPCに限定する。

3.3. 地単公費の共通算定モジュールによる計算対象について

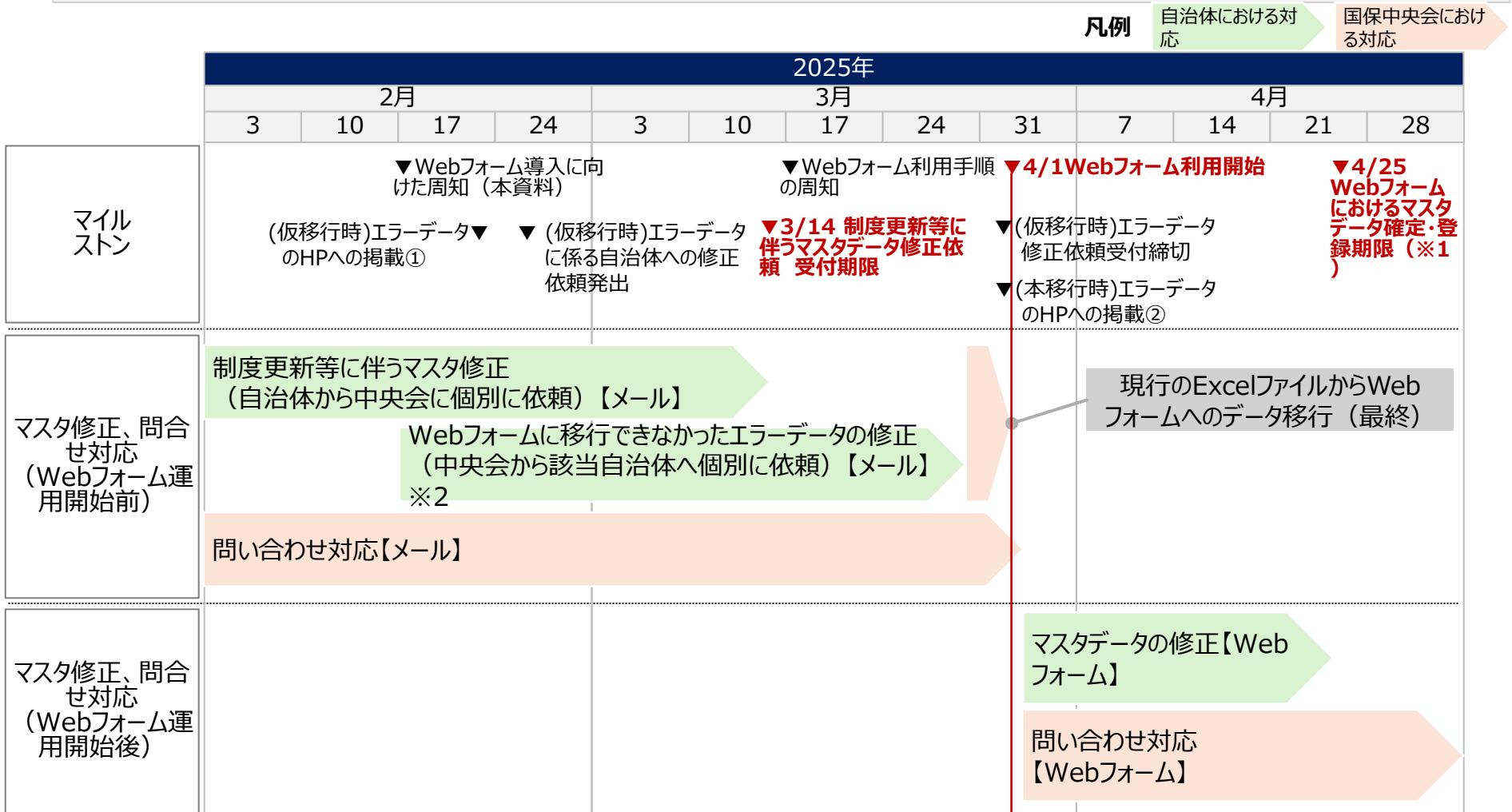
- ・ 地単公費マスタでは、窓口での患者負担金計算が必要となる現物給付の地単公費制度のうち、多くの自治体で幅広く実施されている助成条件を管理対象としております。
- ・ 地単公費の助成方法が現物給付であっても、**下表のように全国で特定の自治体でしか設定されていない助成条件については、共通算定モジュールでの計算対象外となります**ので、地単公費マスタの管理対象外となります。ご承知おきいただけますようお願いいたします。

【設定している自治体が限定される助成条件の例】

No	助成条件
1	時間外診療は自己負担額有
2	時間外診療は助成対象外
3	疾患により連続入院条件が変動（精神疾患による入院の助成対象は1年間）
4	同一医療機関の判断基準（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療を別の医療機関とみなす）
5	月途中の転入時、同一月・医療機関は助成を継続
6	保険または国公費の自己負担金と比較し、低い額の方を患者負担とするもの
7	入院時生活療養費の一部（居住費）助成対象外
8	公務員(役場職員のみ)は現物給付ではなく2割負担

4.1. Webフォームにかかる今後のスケジュール

Webフォームの利用開始は4/1（火）を予定しており、4/25（金）までに各自治体においてアカウント発行、ログイン、マスタ情報の修正、確定・登録までの対応をお願いする想定です。また、メール（Excelファイル）による制度更新等に伴うマスタ修正の依頼については、3/14（金）までに受付完了した分につき、Webフォームへ移行します。



※1 現行のExcelファイルからWebフォームへ移行した仮登録情報の確認及び最新のマスタ項目に基づく追加入力・修正については、**4/25（金）**を期限として依頼させていただきます。それ以降も制度の更新等がありましたら、Webフォーム上で修正をお願いします。

※2 令和5年度マスタ作成時のアンケートで収集しました各自治体の担当者アドレス宛に依頼のメールを送付させていただきます。国保中央会ドメイン「@kokuho.or.jp」からのメールを受信できるようご準備をお願いします。

4.2. Webフォームにかかる今後のスケジュール（まとめ）

地単公費マスタWebフォームへのデータ移行及び地単公費マスタWebフォームの利用に関する今後のスケジュールは以下の通りです。

- 地単公費マスタWebフォームへのデータ移行に関するスケジュール
- 制度更新等に伴う地単公費マスタデータ（Excelファイル）の修正締切
 - ： **2025年3月14日（金）**
- (仮移行時)エラーデータの国保中央会HP（※）への掲載①： 2025年2月下旬
- (本移行時)エラーデータの国保中央会HP（※）への掲載②： 2025年3月末
- 地単公費マスタWebフォームの利用に関するスケジュール
- アカウント発行及びWebフォーム利用手順の詳細に関する自治体への周知： 2025年3月中旬
- Webフォームのアカウント発行及び利用開始： **2025年4月1日（火）**
- Webフォームにおける最新データの登録期限： **2025年4月25日（金）**

※国保中央会HP(国保・後期高齢者医療関係者の皆様へ)：<https://www.kokuho.or.jp/senior/>